



第11号

発行者

阿見町農業委員会

編集者 編集委員会

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話 029-888-1111

E-mail:nogyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

令和7年4月から地域計画がスタート



農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域の農業者や関係機関が話し合い、地域の将来の農地利用の姿を明確化した地域計画が令和7年4月からスタートします。

大切な農地を守りながら、未来に向けて地域農業を維持するために、引続き皆様方のご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

【写真は、地域計画座談会の様子】



この計画において、地域で新たに参入する担い手や、営農型太陽光発電設備の設置に関しては、事前協議が必要となる場合があります。

また、農地転用を行うためには、転用予定の農地が地域計画の区域から外れている必要がありますので、手続き方法等のお問合せやご相談につきましては、町農業振興課（Tel029-888-1111）又は農業委員会事務局までお願いいたします。

農作業標準賃金表（令和7年度）・農地の貸借情報

作業名	賃金	単位	摘要
ブラウ耕起（田・畑）	7,000円	10a	
田耕起（ロータリー）	5,500円	10a	
代掻	8,000円	10a	
耕起～代掻	13,500円	10a	
畦塗り	55円	1m当たり	
育苗（箱苗）	800円	1箱	硬化苗
田植（苗別）	6,500円	10a	条件により割増とする
育苗～田植（苗込）	22,000円	10a	苗持込

作業名	賃金	単位	摘要
刈取～乾燥・調整	40,000円	10a	刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により割増とする
乾燥・調整	2,500円	60kg	生乾燥～袋詰めまで
粃摺り（色選込）	1,000円	60kg	玄米60kgあたり
全利用（田）	75,000円	10a	苗持込
畑耕起（ロータリー・トラクター）	5,500円	10a	
畑除草（バロネス）	11,000円	10a	条件により割増とする
麦刈取～調整	33,000円	10a	刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により上限とする

※消費税別 ※燃料費等は、請負者 負担とする

○農作業臨時雇用標準賃金

作業名	賃金	単位
田植	8,100円	1人あたり 8時間
田植除草	8,100円	
稲刈	8,100円	
その他農作業	8,100円	

※茨城県の最低賃金を上回る

○農地の貸借数（令和6年1月～12月中に設定分）

	田		畑	
	使用貸借	賃貸借	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	0筆	0筆	0筆	0筆
農地中間管理事業	7筆	116筆	71筆	93筆
農地法第3条	0筆	5筆	0筆	3筆

農地の貸借の種類と農地中間管理事業特例事業（農地の売買）について

●農地の貸借について

農地法第3条	農地中間管理事業	利用権設定
農地法に基づく農地の貸借方法です。 農業者年金の経営移譲年金を受給するために利用される場合に、親子間での使用貸借を設定する等があげられます。	農地中間管理機構（県農林振興公社）を仲介とした農地の貸借方法です。 貸借の設定期間は原則10年以上となります。	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借方法です。 貸借期間が満了すると自動解約となります。 ※令和5年4月1日法律改正により、利用権設定の制度が廃止されました。設定期間満了までは有効です。その後の賃借は、左記のいずれかを活用いただくことになります。

●農地の売買について

これまで町における農地の売買は、農地法第3条許可による所有権移転がほとんどでしたが、一定の条件を満たした場合、農地中間管理機構が行う特例事業（売買）を推奨しています。

本事業のメリット・要件についてご紹介します。

メリットは

- ①公益団体である公社が間に入ることで安心感
- ②届出・許可申請・登記手続き等は公社
- ③譲渡所得税の控除(最大800万円まで)

適用要件は

- ①農業振興地域・農用地区域内の農地
 - ②買受人が主として農業経営に従事
 - ③買受人の農地取得後経営面積が基準面積以上
- ※阿見町の経営基準面積は2.10haです。

令和6年度の売買実績

売渡人数：1人
 買受人数：1人
 件数：1件
 筆数：2筆
 面積：2,358㎡

※手数料として、売渡人及び買受人ともに、土地代金の2.5%を公社に対して支払います。

●農地の売買をお考えの人は、農業委員会までご相談ください！！

農地転用には許可等の手続きが必要です 自己所有農地であっても必要です！

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用の許可（届出）が必要となります。一時的な転用や、自己所有農地の場合も対象となります。工事のための資材置場や、駐車場なども該当します。**農地への残土搬入は原則不許可**ですので、行為を行う前に必ず事前に農業委員会にご相談下さい。

許可を受けずに、農地からの転用行為を行った場合には、**農地法違反により罰則の適用もあります**。また、許可申請については、農業委員会の定例総会に諮ることとなりますので、右記の日程にご注意下さい。

なお、他法令等の調整を要する場合にも、併せてお願いいたします。



資材置き場にした



青空駐車場にした



農地への残土搬入

定例総会等の日程等

●定例総会は、原則毎月10日に開催を予定しております。

●審議案件（許可申請等）の受付期間は、毎月25日までです。

※25日が休庁日の場合は、前平日までとなります。

農地を相続した場合は、届出が必要です

相続等により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出が必要となります。

また、農地を相続したけれども、耕作を行うことが難しい場合等については、農業委員会へご相談下さい。

畑の土ぼこりを減らしましょう！（風食防止対策）

毎年、春先になると強風が生じ、畑からの土ぼこりが通行人や近隣の住宅を悩ませています。

農業委員会では、畑からの土ぼこりを減少（風食防止）させるために麦の種を無料配布しています。7月頃に申込の受付を行っていますので、ぜひご利用下さい。

農業者年金に加入しましょう！！

農業者年金は、次の3つの加入資格を満たせば、どなたでも加入することができます。

【加入資格】

- ①年間60日以上農業に従事する方 ②国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③20歳以上65歳未満の者（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

農業者としての加入資格は農業従事日数だけです。農業経営者はもとより、**配偶者や後継者などの家族、農業従事者や農家のパートさん、自営業との兼業農家**も加入することができます。安定した老後生活に備えるため、国民年金に上乗せした公的な年金制度ですので、ぜひご加入をご検討下さい。

☆農業者年金の6つの特徴

- ①農業者なら広く加入できる。 ②自分で積み立てる安心の積立方式です。
- ③保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで千円単位で自由に選択でき、加入後いつでも見直すことができます。
- ④80歳までの保証が付いた終身年金です。
- ⑤納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。
- ⑥認定農業者などを対象に保険料の国庫補助があります。

■農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局又はお近くのJAまで



全国農業新聞を購読しましょう 購読料：月700円（送料、税込） 毎週金曜日発行

お申込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局までご連絡下さい。



農地利用状況調査（農地法第30条）・ 農地利用意向調査（農地法第32条）へ のご協力について

農地法第30条に基づき、毎年1回農地の利用状況について、町内の全農地を対象に調査を実施しています。調査の結果、農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対し、今後の貸付意向等を調査します。

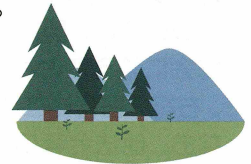
利用状況調査の際に、農業委員・農地利用最適化推進委員・町職員が農地に立入る場合があります。

また、意向調査が農業委員会から送付された場合は、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

非農地通知の発出について

毎年行われる農地利用実態調査により、既に森林の様相を呈している農地等については「再生利用が困難な農地」として判定し、町の農地台帳から除外するとともに、当該地権者に対して非農地である旨を記した「非農地通知」によりお知らせを行いますので、法務局にて地目変更の手続きをお願いします。

なお、令和7年度以降も順次発送を予定しています。



STOP！不法就労 外国人を雇用する皆様へのお願い （茨城県・茨城県警察より）

茨城県内における不法就労者数は全国ワーストとなっており、その約7割が農業従事者となっております。

不法滞在者や就労資格の無い外国人を雇うと、不法就労助長で3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその両方を科せられることがあります。

また、不法滞在外国人による太陽光発電施設関連窃盗事件や自動車盗関連犯罪、薬物犯罪や無免許運転が発生し、県民の財産が侵害され、生命・身体も脅かされています。

外国人を雇用する皆様におかれましては、雇用時の身分確認（在留資格・期限、就労制限の有無）の徹底をお願いします。

【お問い合わせ先】 茨城県農林水産部 農業経営課
就農・農業参入支援室 Tel 029-301-3844
茨城県警察本部 外事課・生活環境課
Tel 029-301-0110 若しくは最寄りの警察署

【在留に関するお問い合わせ先】 外国人在留総合インフォメーションセンター Tel 0570-013904

阿見サンクラブ （阿見町農業後継者団体）



次世代の農業を担う若手の農業後継者や新規就農者が集まった団体です。仲間同士の交流や情報交換などをもとに、お互いに農業経営のサポートを行っています。

さわやかフェア等のイベントへの出店、子どもたちへの「さつま芋掘り体験」の提供など様々な活動を行っています。興味のある方・入会を希望する方、農業委員会事務局までご連絡をお待ちしております。

【写真：昨年のさつま芋掘り体験の様子】

編集 後記

近年の農業を取り巻く環境は、生産コストの上昇、記録的な猛暑、豪雨、低温、乾燥など農業経営に取りまして非常に厳しい状況にあります。

このような状況の中、安定的な生産、出荷が出来ず、令和6年産米の価格高騰、野菜価格についても急上昇してしまいました。

農業はなくてはならない産業です。持続可能な農業を構築するため、安定供給、安定価格を目指し、さらに、消費者の不安を少しでも解消し、農業に賛同して頂けるよう当委員会からも発信していきたいと思ひます。

〈追伸〉現編集委員会での発行は最終号となりました。

3年間で指導ご協力頂いた皆様に厚くお礼申し上げます。



編集委員会

委員長 大塚 芳夫
委員 吉田 浩
委員 山崎 翔子

【お問合せ先】 阿見町農業委員会事務局 ☎029-888-1111 内線711又は386